

福祉医療制度のご案内

●問合せ 住民課 内線258



病院にかかった時の医療費を軽減するために、次のような福祉医療制度があります。申請手続きをされていない方で、該当すると思われる方は住民課国保年金係にご相談ください。

※受給者証をお持ちの方で、保険証や住所等が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

全医療制度 共通	持ち物・保険証 ・マイナンバーカード、または、身分証明書(運転免許証等)とマイナンバーがわかる物(通知カード等) ※詳しくは、住民課までお問い合わせください。
---------------------	---

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
子ども医療	中学校卒業までの子	受給者証の提示により、保険診療による 入院・通院 に係る自己負担額が無料になります。
	中学校卒業から18歳の年度末までの子	保険診療による 入院 に係る自己負担額が無料になります。※受給者証の交付はありませんので、病院の窓口でいったんお支払いいただき、住民課で払い戻しの申請をしてください。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)子家庭の母(父)とその子 ・父母のいない18歳の年度末までの子 ※母(父)の所得制限あり	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 1級～3級 腎機能障害 4級 進行性筋萎縮症 4～6級 ・療育手帳所持者 A・B判定 ・自閉症状群と診断された方 (65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く) 	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
精神障害者医療	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象 受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
	精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者 (65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く)	全疾病の入院・通院治療を対象 受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
後期高齢者 福祉医療	後期高齢者医療に加入されている方で、次のいずれかの要件を満たす方 ①ひとり暮らしで、町民税非課税世帯の方(施設入所者は除く) ②寝たきり、認知症の状態にあり、町民税非課税世帯の方 ③障害者医療、母子家庭等医療該当の方 ④戦傷病者、結核患者の方 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。 ひとり暮らしの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票上のひとり世帯 ・居宅の周辺に親族がいない ・税扶養されていない ※上記の要件を確認したうえで民生委員の証明が必要となります。まずは住民課までご相談ください。
	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象